

『 相模原市公共建築工事積算基準等資料 』  
【令和5年10月改定部分 対比表】

※年度の修正など内容の改定がないものは、対比表への記載は、ありません。

相模原市技術監理課

改 定

現 行

第1編 総則

1 目的

相模原市公共建築工事積算基準等資料(以下「本資料」という。)は、「相模原市建築工事積算基準」、「相模原市建築工事共通費積算基準」(以下「共通費基準」という。 )、「相模原市建築工事標準単価積算基準」(以下「単価基準」という。)等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

2 根拠

この資料は、主に次の文献をもとに相模原市の資料として作成している。

- (1) 公共建築工事積算基準等資料令和5年改定(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)

第1編 総則

1 目的

相模原市公共建築工事積算基準等資料(以下「本資料」という。)は、「相模原市建築工事積算基準」、「相模原市建築工事共通費積算基準」(以下「共通費基準」という。 )、「相模原市建築工事標準単価積算基準」(以下「単価基準」という。)等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

2 根拠

この資料は、主に次の文献をもとに相模原市の資料として作成している。

- (1) 公共建築工事積算基準等資料令和4年改定(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)

| 改 定  | 現 行  |
|--|--|
| <p>第2編 工事費</p> <p>1 数値の取り扱い<br/>設計変更における工事価格は、原則として千円止（百円単位以下切捨て）とする。</p> <p>2 新たな追加の工事等の取り扱い<br/>（1）以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。<br/>イ．新たな追加の工事<br/>現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の（イ）から（ホ）の新たな種類の工事を追加する場合の費用。<br/>（イ）とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）<br/>（ロ）地盤改良<br/>（ハ）土壌汚染処理<br/>（ニ）<u>石綿</u>含有吹付材及び保温材等の処理<br/>（ホ）上記（イ）から（ニ）に伴う発生材処理<br/>ロ．公共料金<br/>現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用</p> <p>（2）（1）イ．の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該<u>設計</u>変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする</p> | <p>第2編 工事費</p> <p>1 数値の取り扱い<br/>設計変更における工事価格は、原則として千円止（百円単位以下切捨て）とする。</p> <p>2 新たな追加の工事等の取り扱い<br/>（1）以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。<br/>イ．新たな追加の工事<br/>現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の（イ）から（ホ）の新たな種類の工事を追加する場合の費用。<br/>（イ）とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）<br/>（ロ）地盤改良<br/>（ハ）土壌汚染処理<br/>（ニ）<u>アスベスト</u>含有吹付材及び保温材等の処理<br/>（ホ）上記（イ）から（ニ）に伴う発生材処理<br/>ロ．公共料金<br/>現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用</p> <p>（2）（1）イ．の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該変更<u>契約</u>時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> |

| 改 定   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第3編 共通費<br/>第1章 共通事項</p> <p>1 共通費算定に関する数値の取り扱い<br/>                     (1) 率による算定<br/>                         共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。<br/>                     (2) 積み上げによる算定<br/>                         積み上げによる算定は第4編第1章1に準ずる。</p> | <p>第3編 共通費<br/>第1章 共通事項</p> <p>1 共通費算定に関する数値の取り扱い<br/>                     (1) 率による算定<br/>                         共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。<br/>                     (2) 積み上げによる算定<br/>                         積み上げによる算定は第4編1に準ずる。</p> |

| 改 定  | 現 行  |
|--|--|
| <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</p> <p>イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</p> <p>(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、<u>原則として(1)イ.(イ)及び(ロ)による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</u></p> <p>ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>(2) 昇降設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合</p> <p>イ. 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(1)イ.による。</p> <p>ロ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても原則として変更しない。</p> | <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</p> <p>イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</p> <p>(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、<del>当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</del></p> <p><del>※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。</del></p> <p><del>-(イ) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合</del></p> <p><del>-(ロ) 工事内容、工事費及び工期から判断して、(イ)に準ずるとみなせる場合</del></p> <p>ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>(2) 昇降設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合</p> <p>イ. 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(1)イ.による。</p> <p>ロ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても原則として変更しない。</p> |

改 定

現 行

7 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱い  
 (1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い  
 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とする。

7 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱い  
 (1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い  
 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表1-1のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。  
~~(2) 鉄筋コンクリート造における取り扱い  
 体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。~~  
~~(3) 鉄塔の取り扱い  
 鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。~~  
~~(4) フラットデッキの取り扱い  
 フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。~~

表1-1 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

| 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正 |   |                   |   |          |   |
|-----------------------|---|-------------------|---|----------|---|
| 鉄骨工事                  |   |                   |   |          |   |
| 鋼材費                   | ○ | 工場加工費             | ○ | 鉄骨運搬費    | ○ |
| 工場塗装                  | ○ | 溶融亜鉛めっき処理         | ○ | 現場錆止め塗装  | ○ |
| 建て方費                  | ○ | 溶接試験              | ○ | 現場溶接     | ○ |
| アンカーボルト               | ○ | スタッド溶接            | ○ | 柱底均しモルタル | ○ |
| デッキプレート<br>(合成スラブ用)   | ○ | フラットデッキ<br>(床型枠用) | △ | 耐火被覆     | ○ |
|                       |   |                   |   | 専用仮設     | ○ |
| 付帯鉄骨<br>(母屋、胴縁)       | ○ | 鉄骨階段・鉄骨庇          | △ | 設備機器架台   | ○ |
| 鉄塔                    | ○ | C-W一次ファスナー        | ○ |          |   |

改 定

現 行

(削除)

~~8 その他工事として取り扱う工事  
 その他工事として取り扱う工事の具体例を表1-2及び表1-3に示す。  
 なお、表1-2及び表1-3には共通費基準表7その他工事に示された以外の工事も含まれているが、それらを一般工事に含めて発注する場合においても、共通費基準2(5)及び3(5)の定めによる。~~

~~表1-2 その他工事としての取り扱い(建築工事)~~

~~(注)○印は対象項目、×印は対象外項目~~

| 特殊な室内装備品     | 家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品                        |             |   |              |
|--------------|---|-------------|---|--------------|
| 壁面収納(造り付け以外) | ○   | ローパーティション   | ○ | 移動書架         |
| 書架(スチール棚)    | ○   | 書架(既製木製棚)   | ○ | 家具(造り付け以外)   |
| 造り付け家具       | ×   | チェン         | × | ブラインド        |
| フロンコイルカバ     | ×   | じゅうたん       | × | OAフロア        |
| 一般(湯沸室)流し台   | ×   | トイレブース      | × | 可動・移動間仕切     |
| 実験流し台        | ○   | 実験・医療器具     | ○ | シールド工事       |
| 舞台機構装置       | ○   | 浴室・シャワーユニット | × | 厨房機器         |
| 清掃用ゴンドラ      | ×   |             |   |              |
| 造園工事         | 種目で造園工事として取り扱われる項目全て  |             |   |              |
| 樹木費          | ○   | 植込み費        | ○ | 地被類(芝張り、は種)  |
| 支柱           | ○   | 移植          | ○ | 客土           |
| 植栽基盤         | ○   | 土壌改良        | ○ | ソリサーチタル      |
| 伐採・抜根        | ○   | 人工土壌        | ○ | 排水ネット敷設      |
| 墓石・モニュメント    | ○   | 温室工事        | ○ |              |
| 舗装工事         | 種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。                  |             |   |              |
| 土工           | ×   | 直接仮設(舗装用)   | ○ | アスファルト舗装     |
| コンクリート舗装     | ○   | タイル張り舗装     | ○ | 石張り舗装        |
| インターロッキング舗装  | ○   | 舗石舗装        | ○ | グラウンド・テニスコート |
| 平板舗装         | ○   | 路床整正        | ○ | 舗装機械運搬       |
| トラフィックペイント   | ○   | 縁石          | × | U型側溝・V型溝     |
| 排水まき         | ×   | 開きま(口字溝)    | × | 排水管          |
| 取り壊し工事       | 種目で取り壊し工事※として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般(改修)工事とする。 |             |   |              |
| とりこおし費       | ○   | 集積積込み       | ○ | アスベスト処理工事費   |
| とりこおし材運搬費    | ○   | とりこおし機械運搬   | ○ |              |

~~※建築物等の解体を行う工事(改修に伴う撤去工事は除く)~~





| 改 定  | 現 行   |
|--|---|
| <p><u>8</u> <u>とりこわし工事等</u>を単独で発注する場合の算定<br/>以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事</li> <li>・造園工事</li> <li>・舗装工事</li> <li>・とりこわし工事</li> <li>・さく井設備工事、等</li> </ul> <p><u>9</u> 指定部分及び指定部分工期<br/>原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。<br/>なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。</p> <p><u>1 0</u> <u>設計変更</u>における共通費の算定<br/>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</li> <li>ロ. 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</li> <li>ハ. 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。</li> </ul> <p>(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。</p> | <p><del>9</del> <u>その他</u>工事を単独で発注する場合の算定<br/>共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。</p> <p><del>1 0</del> 指定部分及び指定部分工期<br/>原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。<br/>なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。</p> <p><u>1 1</u> <u>変更契約</u>における共通費の算定<br/>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</li> <li>ロ. 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。</li> <li>ハ. 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。</li> </ul> <p>(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。</p> |

改 定

現 行

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事 （補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし 工事及び処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事 （補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし 工事及び処分費以外をいう。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 2（4）の場合は、原則として共通仮設費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

① 建築工事において、共通費基準 2（3）表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K<sub>r</sub>）に以下の補正値を乗じる。

| 直接工事費 | 1000万円未満 | 1000万円以上50億円以下                         | 50億円を超える |
|-------|----------|--|----------|
| 補正値   | 0.887    | $0.738 + 0.0162 \times \text{Log e P}$ | 0.988    |

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）  
 注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。  
 注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK<sub>r</sub>に乗じる。

(ニ) とりこわし 工事を含めて発注する場合

とりこわし 工事は新営建築工事の率を採用する。

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他 工事及び~~発生材~~ 処分費に区分して算定する。  
 なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事、その他 工事及び~~発生材~~ 処分費以外をいう。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 2（4）の場合は、共通仮設費率に~~0.9~~を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

① ~~共通費基準 2（3）表-5のうち~~ 建築工事において、監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、一般工事の共通仮設費率に0.9を乗じる。

② 鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は（ロ）に0.9を乗じる。

③ ~~既存施設を監理事務所（監督職員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。~~

~~（算定方法）~~

~~・一般工事の場合~~

~~直接工事費（一般工事）×共通仮設費率×補正（ハ）~~

~~・鉄骨工事の場合~~

~~直接工事費（鉄骨工事）×共通仮設費率×（補正（ロ）×補正（ハ））~~

(ニ) ~~その他~~ 工事を含めて発注する場合

~~共通費基準 2（5）の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、その他の工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。~~

| 改 定   | 現 行  |
|---|--|
| <p>(ホ) リース料の取り扱い<br/>仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</p> <p>(ヘ) <u>直接工事費が共通費基準 別表(注3)で定める範囲を外れる場合原則として算定式により算定された率を採用する。</u></p> <p>(ト) 共通仮設費率の留意事項<br/>① <u>環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。</u><br/>・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用<br/>・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用</p> <p>② 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費<br/>・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工用)<br/>・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工用)</p> <p>ロ. 積み上げによる算定<br/>以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 準備費<br/>敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(ロ) 仮設建物費<br/>① 宿舍、設計図書による <u>現場環境改善</u> 費用<br/>② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所(監督職員事務所)、備品等の費用<br/>③ 建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容</p> <p>(ハ) 工事施設費<br/>仮囲い、工用道路、歩道構台、設計図書による <u>現場環境改善</u> 費用</p> <p>(ニ) 環境安全費<br/>安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、<u>台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</u></p> <p>(ホ) 動力用水光熱費<br/>本受電後の電力基本料金</p> | <p><del>(ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事<br/>共通費基準 2(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。<br/>なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。</del></p> <p>(△) リース料の取り扱い<br/>仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</p> <p>(ト) 共通仮設費率の留意事項<br/>① 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費<br/>・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工用)<br/>・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工用)</p> <p>② <u>屋外整理清掃費</u><br/><u>施工中に発生する端材等の処理に要する費用(指定された集積場所から構外へ搬出するための積み込み、運搬費及び処分費)は、共通仮設費率に含む。</u></p> <p>ロ. 積み上げによる算定<br/>以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 準備費<br/>敷地測量、<del>道路占有料</del>、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(ロ) 仮設建物費<br/>① 宿舍、設計図書による <u>イメージアップ</u> 費用<br/>② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所(監督職員事務所)、備品等の費用<br/>③ 建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容</p> <p>(ハ) 工事施設費<br/>仮囲い、工用道路、歩道構台、設計図書による <u>イメージアップ</u> 費用</p> <p>(ニ) 環境安全費<br/>安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)</p> <p>(ホ) 動力用水光熱費<br/>本受電後の電力基本料金</p> |

改 定

現 行

(ト) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(チ) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（C B R）試験
- ・現場C B R試験
- ・上記に類する各種試験費

(2) 処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

(ト) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張試験及び超音波探傷試験）を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。

- ・アスベスト粉じん濃度測定
- ・分析によるアスベスト含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・コンクリートの単位水量測定
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（C B R）試験
- ・現場C B R試験
- ・上記に類する各種試験費

(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

| 改 定  | 現 行  |
|--|--|
| <p>第3章 現場管理費</p> <p>1 現場管理費の区分<br/>現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。</p> <p>2 現場管理費の算定方法<br/>(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 現場管理費率による算定<br/>(イ) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）<br/>①現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。<br/>②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。</p> <p>(ロ) 鉄骨工事の場合の補正<br/>共通費基準 3（4）の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。</p> <p>(ハ) <u>とりこわし</u>工事を含めて発注する場合<br/><u>とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。</u></p> <p>(ニ) <u>リース料の取り扱い</u><br/>仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</p> <p><u>(ホ) 純工事費が共通費基準 別表（注3）に定める範囲を外れる場合</u><br/><u>原則として算定式により算定された率を採用する。</u></p> | <p>第3章 現場管理費</p> <p>1 現場管理費の区分<br/>現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。</p> <p>2 現場管理費の算定方法<br/>(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ. 現場管理費率による算定<br/>(イ) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）<br/>①現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。<br/>②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。</p> <p>(ロ) 鉄骨工事の場合の補正<br/>共通費基準 3（4）の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。</p> <p>(ハ) <del>その他工事を含めて発注する場合</del><br/><del>共通費基準 3（5）の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。また、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。</del></p> <p><del>(ニ) 労務費の比率が著しく少ない工事</del><br/><del>共通費基準 3（6）の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じる。</del><br/><del>なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。</del></p> <p>(ホ) <del>リース料の取り扱い</del><br/><del>仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</del></p> |

改 定

現 行

(ハ) 現場管理費率の留意事項

①現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

- ・ 本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。
  - ・ 検査、試験の支援に要する費用
  - ・ 施工図作成の支援に要する費用
  - ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用
- ・ 各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。
  - ・ 本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
  - ・ 現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

(2) 処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 支給材を使用する場合

支給材（発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については、現場管理費を加算しない。

~~(ハ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正~~

~~建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等~~  
~~に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及~~  
~~び現場雇用労働者の墜落制止用具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一~~  
~~般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。~~

~~なお、(ロ)鉄骨工事の補正を行う場合及び(ニ)労務費の比率が著しく少ない~~  
~~工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ロ)及び(ニ)を乗じる。~~

~~(算定方法)~~

~~・ 一般工事の場合~~

~~純工事費（一般工事）×現場管理費率×補正（ハ）~~

~~・ 鉄骨工事の場合~~

~~純工事費（鉄骨工事等）×現場管理費率×（補正（ハ）×補正（ロ）又は補正~~  
~~（ニ））~~

ロ. 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

~~(ロ) 昇降機設備工事における工事実績情報（コリンズ）の登録費用~~

~~工事費が、2,500万円未満の場合~~

~~（500万円未満の工事費は、登録を必要としない。）~~

~~『工事実績情報登録費用』＝登録作業費※1＋登録料（税抜き）~~

~~※1：登録作業費＝特殊作業員1.0人・日~~

(2) ~~建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い~~

~~建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費~~  
~~は算定しない。~~

(3) ~~支給材を使用する場合~~

~~支給材（発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材~~  
~~を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材につい~~  
~~ては、現場管理費を加算しない。~~

| 改 定   | 現 行   |
|---|---|
| <p>4 「その他」の率<br/>                     歩掛りの「その他」の率は「相模原市建築工事標準単価積算基準」表3-1-1～表3-1-3の工種ごとの率による<u>ものとし、墜落制止器具の費用を含めた環境安全費の計上分を含むものとする。</u><br/>                     なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p> | <p>4 「その他」の率<br/>                     歩掛りの「その他」の率は「相模原市建築工事標準単価積算基準」表3-1-1～表3-1-3の工種ごとの率による。<br/>                     なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p> |

改 定

現 行

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

| 工種                    | 用いる単価  | 基準補正単価の算定方法          |                              |      | 備考         |
|-----------------------|--------|----------------------|------------------------------|------|------------|
|                       |        | 複合単価<br>労務の所要<br>量補正 | 市場単価及び補正市場単価<br>改修補正率        |      |            |
| 配管工事<br>(屋内一般、機械室・便所) | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    | 屋上及び外壁施工含む |
| 配管工事<br>(屋外・共同溝)      | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 配管工事(地中)              | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 配管 <b>附</b> 属品        | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 保温工事                  | 基準補正単価 | 1.20                 | 配管用、ダクト用及び消音内貼               | 1.14 |            |
| 塗装及び防錆工事              | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 機器搬入                  | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 総合調整                  | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 土工事                   | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| コンクリート工事              | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    | 屋内基礎等      |
| 機器類の据付                | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| ダクト設備                 | 基準補正単価 | 1.20                 | 低圧ダクト、排煙ダクト、低圧ファンパ-類         | 1.14 |            |
| ダクト <b>附</b> 属品       | 基準補正単価 | 1.20                 | 既製品ボックス、制気口、ダクトファンパ-等の取付手間のみ | 1.20 |            |
| 自動制御設備                | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    | 歩掛りによる場合   |
| 衛生器具設備<br>(エ-ットを除く)   | 基準補正単価 | 1.20                 | 取付手間のみ                       | 1.20 |            |
| 樹類                    | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 消火設備<br>(特殊消火を除く)     | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    | 歩掛りによる場合   |
| 配管分岐・切断               | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 機器搬出                  | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| はつり工事                 | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| ダクト端部閉塞               | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| インバ-ト改修               | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 撤去(再使用する)             | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 撤去(再使用しない)            | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 再取付け                  | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

| 工種                    | 用いる単価  | 基準補正単価の算定方法          |                              |      | 備考         |
|-----------------------|--------|----------------------|------------------------------|------|------------|
|                       |        | 複合単価<br>労務の所要<br>量補正 | 市場単価及び補正市場単価<br>改修補正率        |      |            |
| 配管工事<br>(屋内一般、機械室・便所) | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    | 屋上及び外壁施工含む |
| 配管工事<br>(屋外・共同溝)      | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 配管工事(地中)              | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 配管 <b>付</b> 属品        | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 保温工事                  | 基準補正単価 | 1.20                 | 配管用、ダクト用及び消音内貼               | 1.14 |            |
| 塗装及び防錆工事              | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 機器搬入                  | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 総合調整                  | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 土工事                   | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| コンクリート工事              | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    | 屋内基礎等      |
| 機器類の据付                | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| ダクト設備                 | 基準補正単価 | 1.20                 | 低圧ダクト、排煙ダクト、低圧ファンパ-類         | 1.14 |            |
| ダクト <b>付</b> 属品       | 基準補正単価 | 1.20                 | 既製品ボックス、制気口、ダクトファンパ-等の取付手間のみ | 1.20 |            |
| 自動制御設備                | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    | 歩掛りによる場合   |
| 衛生器具設備<br>(エ-ットを除く)   | 基準補正単価 | 1.20                 | 取付手間のみ                       | 1.20 |            |
| 樹類                    | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 消火設備<br>(特殊消火を除く)     | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    | 歩掛りによる場合   |
| 配管分岐・切断               | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| 機器搬出                  | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| はつり工事                 | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| ダクト端部閉塞               | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |
| インバ-ト改修               | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 撤去(再使用する)             | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 撤去(再使用しない)            | 基準単価   | —                    | —                            | —    |            |
| 再取付け                  | 基準補正単価 | 1.20                 | —                            | —    |            |



| 改 定   | 現 行   |
|---|---|
| <p>1 0 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価</p> <p>(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。</p> <p>(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。</p> <p style="padding-left: 2em;">労務費（総額）＝労務単価＋労務単価×K×割増すべき時間数</p> <p>ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「<a href="#">労務単価</a>」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。</p> <p>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算出する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上以上の休日とする。（労働基準法 第35条）</p> <p style="padding-left: 2em;">労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数</p> <p>なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</p> <p>1 1 設計変更時の取り扱い</p> <p style="padding-left: 2em;">単価基準 第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、設計変更時点の単価及び価格とする。</p> | <p>1 0 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価</p> <p>(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。</p> <p>(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。</p> <p style="padding-left: 2em;">労務費（総額）＝労務単価＋労務単価×K×割増すべき時間数</p> <p>ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「<a href="#">公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）</a>」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。</p> <p>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算出する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上以上の休日とする。（労働基準法 第35条）</p> <p style="padding-left: 2em;">労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数</p> <p>なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</p> <p>1 1 設計変更時の取り扱い</p> <p style="padding-left: 2em;">単価基準 第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、設計変更時点の単価及び価格とする。</p> <p><del>1 2 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い</del></p> <p><del>(1) 墜落制止器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帯（胴ベルト型）の費用を差し引いた月額損料（差額）に必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表5 墜落制止用器具費の算定区分表による。</del></p> |

改 定

現 行

(削除)

- ~~-(2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。~~
- ~~-(3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。~~
- ~~-(4) 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。~~
- ~~-(算定方法)~~
- ~~—墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表5）—~~

表5—墜落制止用器具費の算定区分表

| 工種区分    |      | 墜落制止用器具費<br>月額損料（差額分）※ | 月数区分      |            |            |            |            |            |
|---------|------|------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|         |      |                        | 6か月<br>まで | 12か月<br>まで | 18か月<br>まで | 24か月<br>まで | 30か月<br>まで | 30か月<br>超え |
| 建築工事    | 新営工事 | 6,000円/月               | 6<br>(か月) | 12<br>(か月) | 8<br>(か月)  | 24<br>(か月) | 30<br>(か月) | 36<br>(か月) |
|         | 改修工事 | 3,600円/月               |           |            |            |            |            |            |
| 電気設備工事  | 新営工事 | 3,600円/月               |           |            |            |            |            |            |
|         | 改修工事 | 2,400円/月               |           |            |            |            |            |            |
| 機械設備工事  | 新営工事 | 3,600円/月               |           |            |            |            |            |            |
|         | 改修工事 | 2,400円/月               |           |            |            |            |            |            |
| 昇降機設備工事 |      | 1,200円/月               | 6(か月)     |            |            |            |            |            |

※墜落制止用器具費月額損料（差額分）＝1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）×現場労働者の同時施工人員想定（表5—1）

表5—1—現場労働者の同時施工人員想定表※

| 工種区分 | 建築工事   | 電気設備工事 | 機械設備工事 | 昇降機設備工事 |
|------|--------|--------|--------|---------|
| 新営工事 | 10人日/日 | 6人日/日  | 6人日/日  | 2人日/日   |
| 改修工事 | 6人日/日  | 4人日/日  | 4人日/日  |         |

~~1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）  
600円/人・月＝（墜落制止用器具費（7ルベ型）－現行の安全帯（胴ベルト型）＝助成金）/36  
か月（耐用年数）~~

※その現場の高所作業を行う現場労働者（下請作業員）が墜落制止用器具（7ルベ型）をつける想定

| 改 定  | 現 行  |
|--|--|
| <p>第 1 5 項 塗装</p> <p>1 一般事項<br/>細目工種は、単価基準によるほか表 A 1 5 - 1 ~ 表 1 5 - <u>1 0</u> による。</p> <p>2 単価、価格等<br/>(1) 細幅物<br/>仕上げ塗料塗りについては、単価基準及び本資料に定めのない細幅物（糸幅 3 0 0 mm 以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「0. 4（係数）」を乗じて算定する。<br/>(2) 下地調整塗材 C-2<br/>コンクリート面の素地ごしらえに用いる下地調整塗材 C-2 が設計図書で明示された場合は、単価基準 第 1 5 節 左官 2 市場単価の下地調整塗材 C-2 を基に必要な費用を計上する。</p> | <p>第 1 5 項 塗装</p> <p>1 一般事項<br/>細目工種は、単価基準によるほか表 A 1 5 - 1 ~ 表 1 5 - <del>1 0</del> による。</p> <p>2 単価、価格等<br/>(1) 細幅物<br/>仕上げ塗料塗りについては、単価基準及び本資料に定めのない細幅物（糸幅 3 0 0 mm 以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「0. 4（係数）」を乗じて算定する。<br/>(2) 下地調整塗材 C-2<br/>コンクリート面の素地ごしらえに用いる下地調整塗材 C-2 が設計図書で明示された場合は、単価基準 第 1 5 節 左官 2 市場単価の下地調整塗材 C-2 を基に必要な費用を計上する。</p> |



改 定

現 行

表A15-6 補正市場単価（改修標仕仕様）

| 細 目  | 摘 要              |      |         | 単 位            |
|------|------------------|------|---------|----------------|
|      | 下地種<br>類等        | 塗装種別 | 作業工程    |                |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）         |      | RA種(屋内) | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）セツクニス    |      | RA種(屋内) | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）         |      | RA種(屋外) | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）         |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）         |      | RC種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面（塗替え面）        |      | RA種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面（塗替え面）        |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面（塗替え面）        |      | RC種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面 付着物除去        |      |         | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | コンクリート面（塗替え面）    |      | RA種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | コンクリート面（塗替え面）    |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | コンクリート面（塗替え面）    |      | RC種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 押出成形セメント板面（塗替え面） |      | RA種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 押出成形セメント板面（塗替え面） |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 押出成形セメント板面（塗替え面） |      | RC種     | m <sup>2</sup> |

表A15-8 補正市場単価（改修標仕仕様）

| 細 目  | 摘 要              |      |         | 単 位            |
|------|------------------|------|---------|----------------|
|      | 下地種<br>類等        | 塗装種別 | 作業工程    |                |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）         |      | RA種(屋内) | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）セツクニス    |      | RA種(屋内) | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）         |      | RA種(屋外) | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）         |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（塗替え面）         |      | RC種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（新規面）          |      | RA種(屋内) | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（新規面）セツクニス     |      | RA種(屋内) | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（新規面）          |      | RA種(屋外) | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 木部（新規面）          |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面（塗替え面）        |      | RA種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面（塗替え面）        |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面（塗替え面）        |      | RC種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面（新規面）         |      | RA種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面（新規面）         |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 珧珧面 付着物除去        |      |         | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | コンクリート面（塗替え面）    |      | RA種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | コンクリート面（塗替え面）    |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | コンクリート面（塗替え面）    |      | RC種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | コンクリート面（新規面）     |      | RA種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | コンクリート面（新規面）     |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 押出成形セメント板面（塗替え面） |      | RA種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 押出成形セメント板面（塗替え面） |      | RB種     | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 押出成形セメント板面（塗替え面） |      | RC種     | m <sup>2</sup> |

改 定

現 行

表A15-9 補正市場単価（改修標仕仕様）

表A15-9 補正市場単価（改修標仕仕様）

| 細 目  | 摘 要              |     |                | 単 位            |
|------|------------------|-----|----------------|----------------|
|      | 下地種類             | 塗装種 | 作業工程<br>(塗り回数) |                |
| 下地調整 | ポ-ト-面（塗替え面）      |     | RA 種           | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | ポ-ト-面（塗替え面）      |     | RB 種           | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | ポ-ト-面（塗替え面）      |     | RC 種           | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | けい酸カルシウム板面（塗替え面） |     | RA 種           | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | けい酸カルシウム板面（塗替え面） |     | RB 種           | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | けい酸カルシウム板面（塗替え面） |     | RC 種           | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 鉄鋼面（塗替え面）        |     | RA 種           | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 鉄鋼面（塗替え面）        |     | RB 種           | m <sup>2</sup> |
| 下地調整 | 鉄鋼面（塗替え面）        |     | RC 種           | m <sup>2</sup> |

| 細 目             | 摘 要                        |     |                | 単 位                      |
|-----------------|----------------------------|-----|----------------|--------------------------|
|                 | 下地種類                       | 塗装種 | 作業工程<br>(塗り回数) |                          |
| <del>下地調整</del> | <del>押出成形セメント板面（新規面）</del> |     | RA 種           | <del>m<sup>2</sup></del> |
| <del>下地調整</del> | <del>押出成形セメント板面（新規面）</del> |     | RB 種           | <del>m<sup>2</sup></del> |
| 下地調整            | ポ-ト-面（塗替え面）                |     | RA 種           | m <sup>2</sup>           |
| 下地調整            | ポ-ト-面（塗替え面）                |     | RB 種           | m <sup>2</sup>           |
| 下地調整            | ポ-ト-面（塗替え面）                |     | RC 種           | m <sup>2</sup>           |
| <del>下地調整</del> | <del>ポ-ト-面（新規面）</del>      |     | RA 種           | <del>m<sup>2</sup></del> |
| <del>下地調整</del> | <del>ポ-ト-面（新規面）</del>      |     | RB 種           | <del>m<sup>2</sup></del> |
| 下地調整            | けい酸カルシウム板面（塗替え面）           |     | RA 種           | m <sup>2</sup>           |
| 下地調整            | けい酸カルシウム板面（塗替え面）           |     | RB 種           | m <sup>2</sup>           |
| 下地調整            | けい酸カルシウム板面（塗替え面）           |     | RC 種           | m <sup>2</sup>           |
| <del>下地調整</del> | <del>けい酸カルシウム板面（新規面）</del> |     | RA 種           | <del>m<sup>2</sup></del> |
| <del>下地調整</del> | <del>けい酸カルシウム板面（新規面）</del> |     | RB 種           | <del>m<sup>2</sup></del> |
| 下地調整            | 鉄鋼面（塗替え面）                  |     | RA 種           | m <sup>2</sup>           |
| 下地調整            | 鉄鋼面（塗替え面）                  |     | RB 種           | m <sup>2</sup>           |
| 下地調整            | 鉄鋼面（塗替え面）                  |     | RC 種           | m <sup>2</sup>           |
| <del>下地調整</del> | <del>鉄鋼面（新規面）</del>        |     | RA 種           | <del>m<sup>2</sup></del> |

改 定

現 行

表A15-10 補正市場単価 (改修標仕仕様)

(新規)

| 細 目    | 摘 要                               |      |        | 単 位            |
|--------|-----------------------------------|------|--------|----------------|
|        | 下種類等                              | 塗装種別 | 作業工程   |                |
| 素地ごしらえ | 木部                                |      | A種(屋外) | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | 木部 セラックス                          |      | A種(屋内) | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | 木部 (屋内)                           |      | A種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | 木部                                |      | B種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | 鉄鋼面                               |      | B種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | 鉄鋼面                               |      | C種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | モルタル面及びせっこう                       |      | A種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | モルタル面及びせっこう<br>プラスター面<br>(付着物の除去) |      |        | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | コンクリート面                           |      | A種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | コンクリート面                           |      | B種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | せっこうボード面及びそ                       |      | A種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | せっこうボード面                          |      | B種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | けい酸カルシウム板面                        |      | A種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | けい酸カルシウム板面及び                      |      | B種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | 押出成形セメント板面                        |      | A種     | m <sup>2</sup> |
| 素地ごしらえ | 押出成形セメント板面                        |      | B種     | m <sup>2</sup> |

改 定

現 行

第16項 内外装

- 1 一般事項  
細目工種は、単価基準によるほか表A16-1～表16-6による。
- 2 単価、価格等  
(1) 床仕上げ材張り  
完成時の清掃及び樹脂ワックス掛けは直接仮設の整理清掃後片付けに含む。  
(2) 壁せっこうボード張り  
継目処理工法による施工の場合は、突付け工法に対して単価基準 第2編第1章第18節 表A1-18-9のせっこうボード継目処理の単価を加算する。  
(3) 壁紙張り  
壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。  
(4) 天井壁紙張り  
天井壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。

表A16-1 補正市場単価（内装床材類）

| 細 目         | 摘 要                          | 単 位            | 備 考 |
|-------------|------------------------------|----------------|-----|
| 階段ビニル床シート張り | 厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS     | m <sup>2</sup> |     |
| 階段ビニル床シート張り | 厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS     | m <sup>2</sup> |     |
| 床ビニル床タイル張り  | 厚2.0mm コンポジションビニル床タイル KT 多湿部 | m <sup>2</sup> |     |
| ビニル幅木（ソト幅木） | H=75mm                       | m              |     |
| ビニル幅木（ソト幅木） | H=100mm                      | m              |     |

第16項 内外装

- 1 一般事項  
細目工種は、単価基準によるほか表A16-1～表16-6による。
- 2 単価、価格等  
(1) 床仕上げ材張り  
完成時の清掃及び樹脂ワックス掛けは直接仮設の整理清掃後片付けに含む。  
(2) 壁せっこうボード張り  
継目処理工法による施工の場合は、突付け工法に対して単価基準 第2編第1章第18節 表A1-18-9のせっこうボード継目処理の単価を加算する。  
(3) 壁紙張り  
壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。  
(4) 天井壁紙張り  
天井壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。

表A16-1 補正市場単価（内装床材類）

| 細 目                    | 摘 要                                     | 単 位                      | 備 考 |
|------------------------|---|--------------------------|-----|
| 階段ビニル床シート張り            | 厚2.0mm 複層ビニル床シート マーブル FS                | m <sup>2</sup>           |     |
| 階段ビニル床シート張り            | 厚2.5mm 複層ビニル床シート マーブル FS                | m <sup>2</sup>           |     |
| 床ビニル床タイル張り             | 厚2.0mm コンポジションビニル床タイル KT 多湿部            | m <sup>2</sup>           |     |
| <del>床ビニル床タイル張り</del>  | <del>厚2.0mm コンポジションビニル床タイル KT</del>     | <del>m<sup>2</sup></del> |     |
| <del>床ビニル床タイル張り</del>  | <del>厚2.0mm コンポジションビニル床タイル KT 多湿部</del> | <del>m<sup>2</sup></del> |     |
| <del>階段ビニル床タイル張り</del> | <del>厚2.0mm コンポジションビニル床タイル KT</del>     | <del>m<sup>2</sup></del> |     |
| ビニル幅木（ソト幅木）            | H=75mm                                  | m                        |     |
| ビニル幅木（ソト幅木）            | H=100mm                                 | m                        |     |



| 改 定   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第7項 塗装改修</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 既存塗膜除去<br/>既存塗膜除去は、単価基準 第2編第2章第2節 表A2-2-44による。</p> <p>(2) 下地調整<br/>下地調整は、第4編第2章第1節第15項 表A15-8及び表A15-9による。<br/>なお、既存塗膜除去したあとの下地調整の単価である。</p> <p><u>(3) 素地ごしらえ</u><br/><u>素地ごしらえは、第4編第2章第1節第15項 表A15-10による。</u></p> <p>(4) 錆止め塗装<br/>錆止め塗装は、第4編第2章第1節第15項 表A15-4による。</p> <p>(5) 仕上げ塗料塗り<br/>イ. 仕上げ塗料塗りは、第4編第2章第1節第15項 表A15-5～表15-7による。<br/>ロ. 単価基準及び本資料に定めのない細幅物（糸幅300mm以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「0.4（係数）」を乗じて算定する。</p> | <p>第7項 塗装改修</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 既存塗膜除去<br/>既存塗膜除去は、単価基準 第2編第2章第2節 表A2-2-44による。</p> <p>(2) 下地調整<br/>下地調整は、第4編第2章第1節第15項 表A15-8及び表A15-9による。<br/>なお、既存塗膜除去したあとの下地調整の単価である。</p> <p>(3) 錆止め塗装<br/>錆止め塗装は、第4編第2章第1節第15項 表A15-4による。</p> <p>(4) 仕上げ塗料塗り<br/>イ. 仕上げ塗料塗りは、第4編第2章第1節第15項 表15-5～表15-7による。<br/>ロ. 単価基準及び本資料に定めのない細幅物（糸幅300mm以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「0.4（係数）」を乗じて算定する。</p> |

| 改 定  | 現 行   |
|--|---|
| <p>第3章 電気設備工事</p> <p>第1節 新営工事</p> <p>第1項 共通工事</p> <p>1 一般事項<br/>補正市場単価は、第4編第1章5により算出し、その算定式は附表E 1～附表E <u>4.0</u>による。</p> <p>2 単価、価格等<br/>(1) 配管工事<br/>イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表E 1-1による。<br/>ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、<b>附属品</b>、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。<br/>ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。<br/>ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。<br/>ホ. B S形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の労務の所要量は、割増しを行わない。<br/>ヘ. 1種金属線びの付属品及びボックス類は、別途計上する。<br/>ト. 金属ダクト及び金属トラフの<b>つり</b>金具等の支持材は、別途計上する。<br/>チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。<br/><u>リ. 位置ボックスは、代表的なボックスに置換えて計上する。</u></p> <p>(2) 配線工事<br/>イ. 配線工事の細目工種は、単価基準によるほか表E 1-2による。<br/>ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料及び電線等の施工上の迂回等を含む。<br/>ハ. 金属線びに収容する配線工事の労務の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。<br/>ニ. 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。<br/>ホ. 波付硬質合成樹脂管及び線び類については、導入線を計上しない。<br/>ヘ. 600Vポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は2C、トリプレックス形は3C、カドラプレックス形は4Cの労務の所要量を適用する<br/><u>ト. 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャー及び成端箱の材料費並びに施工費は、別途計上する。</u><br/><u>チ. 着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル（EM-FCPEE）及び市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル（EM-CPEE）の1P～3Pの歩掛りは、単価基準 第3編第1章第1節 表E 1-1-1 <u>4</u>の2C～6Cの労務の所要量を準用する。</u><br/><u>リ. ライティングダクトの支持材料及び<b>附属品</b>は、別途計上する。</u></p> | <p>第3章 電気設備工事</p> <p>第1節 新営工事</p> <p>第1項 共通工事</p> <p>1 一般事項<br/>補正市場単価は、第4編第1章5により算出し、その算定式は附表E 1～附表E <del>3.9</del>による。</p> <p>2 単価、価格等<br/>(1) 配管工事<br/>イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表E 1-1による。<br/>ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、<del>母</del>附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。<br/>ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。<br/>ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。<br/>ホ. B S形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の労務の所要量は、割増しを行わない。<br/>ヘ. 1種金属線びの付属品及びボックス類は、別途計上する。<br/>ト. 金属ダクト及び金属トラフの<b>吊り</b>金具等の支持材は、別途計上する。<br/>チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。</p> <p>(2) 配線工事<br/>イ. 配線工事の細目工種は、単価基準によるほか表E 1-2による。<br/>ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料及び電線等の施工上の迂回等を含む。<br/>ハ. 金属線びに収容する配線工事の労務の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。<br/>ニ. 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。<br/>ホ. 波付硬質合成樹脂管及び線び類については、導入線を計上しない。<br/>ヘ. 600Vポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は2C、トリプレックス形は3C、カドラプレックス形は4Cの労務の所要量を適用する<br/><del>ト. 高架架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)は、単価基準第3編第1章第1節表1-1-8の労務の所要量を適用する。</del><br/><del>チ. 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャー及び成端箱の材料費及び施工費は、別途計上する。</del><br/><del>リ. 着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル（EM-FCPEE）及び市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル（EM-CPEE）の1P～3Pの歩掛りは、単価基準 第3編第1章第1節 表E 1-1-1 <del>4</del>の2C～6Cの労務の所要量を準用する。</del><br/><del>リ. ライティングダクトの支持材料及び<b>母</b>属品は、別途計上する。</del></p> |

| 改 定  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(3) 接地工事<br/>                     接地極の埋設位置には、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-2 <b>8</b> 接地極埋設標を計上する。ただし、電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-3 9 接地抵抗測定を計上し、接地極埋設標は計上しない。</p> <p>(4) 塗装工事<br/>                     外灯用ポール等を現地塗装する場合は、特記のある場合のみ計上する。</p> <p>(5) 機器搬入<br/>                     イ. 搬入機器の質量及び容積は、原則として図面特記又は機器見積りを参考とし算定する。<br/>                     ロ. 分割搬入する機器は、分割時の各部材を単体機器とし、質量及び容積を算定する。</p> <p>(6) 土工事等<br/>                     イ. 土工及び舗装等において建設機械を使用する場合は、当該機械の運搬費を参考歩掛り別表RA-2-3 9-1により計上する。<br/>                     ロ. 根切り及び埋戻しは、施工範囲の状態（規模や狭隘）を考慮して算出する。</p> <p>(7) コンクリート工事<br/>                     キュービカル等の機器用基礎は、単価基準 第4編第1章第1節による。</p> <p>(8) 現場打ちマンホール・ハンドホール<br/>                     現場打ちマンホール及びハンドホール等の単価の作成については、土工事は単価基準第4編第1章第1節の表M1-1-7 1、土工機械運転は単価基準第4編第1章第1節の表M1-1-7 3、ハンドホール等は単価基準 第4編第1章第4節 柵類により算出する。</p> | <p>(3) 接地工事<br/>                     接地極の埋設位置には、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-2 <b>9</b> 接地極埋設標を計上する。ただし、電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-3 9 接地抵抗測定を計上し、接地極埋設標は計上しない。</p> <p>(4) 塗装工事<br/>                     外灯用ポール等を現地塗装する場合は、特記のある場合のみ計上する。</p> <p>(5) 機器搬入<br/>                     イ. 搬入機器の質量及び容積は、原則として図面特記又は機器見積りを参考とし算定する。<br/>                     ロ. 分割搬入する機器は、分割時の各部材を単体機器とし、質量及び容積を算定する。</p> <p>(6) 土工事等<br/>                     イ. 土工及び舗装等において建設機械を使用する場合は、当該機械の運搬費を参考歩掛り別表RA-2-3 9-1により計上する。<br/>                     ロ. 根切り及び埋戻しは、施工範囲の状態（規模や狭隘）を考慮して算出する。</p> <p>(7) コンクリート工事<br/>                     キュービカル等の機器用基礎は、単価基準 第4編第1章第1節による。</p> <p>(8) 現場打ちマンホール・ハンドホール<br/>                     現場打ちマンホール及びハンドホール等の単価の作成については、土工事は単価基準第4編第1章第1節の表M1-1-7 1、土工機械運転は単価基準第4編第1章第1節の表M1-1-7 3、ハンドホール等は単価基準 第4編第1章第4節 柵類により算出する。</p> |

## 改 定

## 現 行

## 第2項 電力設備工事

## 1 単価、価格等

## (1) 電灯設備

- イ. 耐熱形分電盤は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15を適用する。
- ロ. O A盤は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15で算出した人員を、修正を用いて算定した適用人員と、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-1で算出した労務の所要量を加算する。
- ハ. 分電盤等の予備回路及び予備スペースに対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。
- ニ. リモコンリレー、ターミナルユニット等を壁面及び天井内に取付ける場合は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-4を適用し、分電盤等に組込む場合は、単価基準第3編第1章第2節 表E1-2-16を適用する。
- ホ. 直管形LED照明器具は参考歩掛り 第3編第2節 表RE2-8、電球形LED照明器具は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-7及び表E1-2-8を適用する。
- ヘ. 防爆器具及びクリーンルーム用器具は、労務の所要量の割増しを考慮する。

## (2) 動力設備

- イ. 制御盤に単位装置がない回路は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15の労務の所要量を適用する。
- ロ. 負荷が接続されない回路（警報用・操作用含む）に対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。
- ハ. 警報盤は、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。

## (3) 受変電設備

- イ. スコット変圧器は、三相変圧器の労務の所要量を適用する。
- ロ. 前面保守形配電盤（薄形）は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-21の労務の所要量を補正して適用する。  
なお、受配電盤及びコンデンサ盤は、普通作業員の70%、低圧盤及び変圧器盤は、電工及び普通作業員の50%を労務の所要量とする。
- ハ. 油入変圧器500kVA以上、モールド変圧器150kVA以上の場合は、ダイヤル温度計を加算する。また、必要に応じて移動車輪及び防振ゴムを加算する。
- ニ. 高圧コンデンサの労務の所要量は、放電コイルが附属している場合も適用する。
- ホ. 高圧機器は1個の労務の所要量を示すので、計器用変流器（CT）など2個1組の場合は歩掛りを2倍する。

## (4) 地中線路

掘削、埋戻し及び埋設シートは、別途計上する。

## 第2項 電力設備工事

## 1 単価、価格等

## (1) 電灯設備

- イ. 耐熱形分電盤は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15を適用する。
- ロ. O A盤は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15で算出した人員を、修正を用いて算定した適用人員と、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-1で算出した労務の所要量を加算する。
- ハ. 分電盤等の予備回路及び予備スペースに対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。
- ニ. リモコンリレー、ターミナルユニット等を壁面及び天井内に取付ける場合は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-4を適用し、分電盤等に組込む場合は、単価基準第3編第1章第2節 表E1-2-16を適用する。
- ホ. 直管形LED照明器具は~~単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-10~~、電球形LED照明器具は、単価基準 第3編第1章第2節 ~~表E1-2-11~~を適用する。
- ヘ. 防爆器具及びクリーンルーム用器具は、労務の所要量の割増しを考慮する。

## (2) 動力設備

- イ. 制御盤に単位装置がない回路は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15の労務の所要量を適用する。
- ロ. 負荷が接続されない回路（警報用・操作用含む）に対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。
- ハ. 警報盤は、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。

## (3) 受変電設備

- イ. スコット変圧器は、三相変圧器の労務の所要量を適用する。
- ロ. 前面保守形配電盤（薄形）は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-21の労務の所要量を補正して適用する。  
なお、受配電盤及びコンデンサ盤は、普通作業員の70%、低圧盤及び変圧器盤は電工及び普通作業員の50%を労務の所要量とする。
- ハ. 油入変圧器500kVA以上、モールド変圧器150kVA以上の場合は、ダイヤル温度計を加算する。また、必要に応じて移動車輪及び防振ゴムを加算する。
- ニ. 高圧コンデンサの労務の所要量は、放電コイルが付属している場合も適用する。
- ホ. 高圧機器は1個の労務の所要量を示すので、計器用変流器（CT）など2個1組の場合は歩掛りを2倍する。

## (4) 地中線路

掘削、埋戻し及び埋設シートを別途計上する。

| 改 定   | 現 行   |
|---|---|
| <p>第3項 通信・情報設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 構内交換設備<br/>集合保安器箱に保安器本体を取付ける場合は、別途計上する。</p> <p>(2) 構内情報通信網設備<br/>光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニット等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。</p> <p>(3) 情報表示・拡声設備<br/>アナログ子時計が天井<span style="color: red;">つり下げ</span>形又はブラケット形の場合は、壁掛形の労務の所要量を適用する。</p> <p>(4) 誘導支援設備<br/>イ．トイレ呼出表示器及びトイレ呼出ボタンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。<br/>ロ．テレビインターホンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-8を適用する。</p> <p>(5) テレビ共同受信設備<br/>同軸ケーブルの端部にF型接栓等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。</p> <p>(6) 火災報知設備<br/>防火シャッター、防煙ダンパー、防煙たれ壁、排煙口等への接続は、結線費を計上する。</p> <p>(7) テレビ電波障害防除設備<br/>対象戸数及び地域の電波状況に応じた方式であることを確認し、施工条件を明示した見積書の価格を参考に、機器・材料単価、据付費、試験調整費等の工事費を算定する。<br/>なお、工事期間中に仮設アンテナを使用する方式にあっては、別途計上する。</p> | <p>第3項 通信・情報設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 構内交換設備<br/>集合保安器箱に保安器本体を取付ける場合は、別途計上する。</p> <p>(2) 構内情報通信網設備<br/>光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニット等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。</p> <p>(3) 情報表示・拡声設備<br/>アナログ子時計が天井<span style="color: red;">吊平</span>形又はブラケット形の場合は、壁掛形の労務の所要量を適用する。</p> <p>(4) 誘導支援設備<br/>イ．トイレ呼出表示器及びトイレ呼出ボタンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。<br/>ロ．テレビインターホンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-8を適用する。</p> <p>(5) テレビ共同受信設備<br/>同軸ケーブルの端部にF型接栓等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。</p> <p>(6) 火災報知設備<br/>防火シャッター、防煙ダンパー、防煙たれ壁、排煙口等への接続は、結線費を計上する。</p> <p>(7) テレビ電波障害防除設備<br/>対象戸数及び地域の電波状況に応じた方式であることを確認し、施工条件を明示した見積書の価格を参考に、機器・材料単価、据付費、試験調整費等の工事費を算定する。<br/>なお、工事期間中に仮設アンテナを使用する方式にあっては、別途計上する。</p> |

| 改 定   | 現 行  |
|---|--|
| <p>2節 改修工事</p> <p>第1項 共通工事（改修）</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 単価の適用<br/>外構関連（架空線路、地中線路、接地工事）及び撤去に関しては改修工事の分類に関係なく原則として割増しを行わない。</p> <p>(2) 仮設<br/>高所作業の足場、仮設間仕切り、養生及び清掃が図面特記されている場合は、その費用を計上する。</p> <p>(3) 調査<br/>非破壊検査、絶縁油調査及び既設配管・配線等の敷設状況の現況調査が図面特記されている場合は、その費用を計上する。</p> <p>(4) 配線工事<br/>配線引抜き後、空配管となった場合は、<u>図面特記により</u>導入線を計上する。</p> <p>(5) 結線<br/>イ. 分電盤・制御盤等の既存ブレーカに電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。<br/><u>なお、結線費は単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15の労務の所要量の5.0%とする。</u><br/>ロ. 通信機器等の既存端子に電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。<br/>ハ. スイッチ等の既存機器に光ファイバーケーブル及びLANケーブル(UTP)を接続する場合は、コネクタ・プラグユニット等を計上する。<br/>ニ. 分配器等の既存機器に同軸ケーブルを接続する場合は、F型接栓を計上する。</p> <p>(6) 取外し再取付け<br/>イ. 取外し再取付けの労務の所要量は、取外し品を破損することなく再使用できる状態を保って丁寧に取外すものであり、取外し品の簡単な清掃も含まれている。<br/>ロ. 一時的な取外し再取付けや、照明器具の改修工事等で、既設位置への取付けの場合で、墨出しの軽減や既存<u>つり</u>ボルトの活用が可能な場合は、雑材料及び労務の所要量を実状に応じて低減することができる。<br/>ハ. 主要機器の取外し再取付けを行う際に、全体的なシステム調整を要する場合は、総合試験調整費を別途計上する。</p> | <p>第2節 改修工事</p> <p>第1項 共通工事（改修）</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 単価の適用<br/>外構関連（架空線路、地中線路、接地工事）及び撤去に関しては改修工事の分類に関係なく原則として割増しを行わない。</p> <p>(2) 仮設<br/>高所作業の足場、仮設間仕切り、養生及び清掃が図面特記されている場合は、その費用を計上する。</p> <p>(3) 調査<br/>非破壊検査、絶縁油調査及び既設配管・配線等の敷設状況の現況調査が図面特記されている場合は、その費用を計上する。</p> <p>(4) 配線工事<br/>配線引抜き後、空配管となった場合は、導入線を計上する。</p> <p>(5) 結線<br/>イ. 分電盤・制御盤等の既存ブレーカに電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。<br/>ロ. 通信機器等の既存端子に電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。<br/>ハ. スイッチ等の既存機器に光ファイバーケーブル及びLANケーブル(UTP)を接続する場合は、コネクタ・プラグユニット等を計上する。<br/>ニ. 分配器等の既存機器に同軸ケーブルを接続する場合は、F型接栓を計上する。</p> <p>(6) 取外し再取付け<br/>イ. 取外し再取付けの労務の所要量は、取外し品を破損することなく再使用できる状態を保って丁寧に取外すものであり、取外し品の簡単な清掃も含まれている。<br/>ロ. 一時的な取外し再取付けや、照明器具の改修工事等で、既設位置への取付けの場合で、墨出しの軽減や既存<u>つり</u>ボルトの活用が可能な場合は、雑材料及び労務の所要量を実状に応じて低減することができる。<br/>ハ. 主要機器の取外し再取付けを行う際に、全体的なシステム調整を要する場合は、総合試験調整費を別途計上する。</p> |

| 改 定  | 現 行  |
|--|--|
| <p>第2項 撤去工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 撤去<br/>                     単価基準 第3編第2章第1節 表E 2-1-2～表E 2-1-1 <b>8</b>に記載のない撤去工事の労務の所要量は、単価基準 第3編第2章第1節 表E 2-1-1の対応する、名称区分毎の新営工事の労務歩掛りに対する率を乗じて算出する。</p> <p>(2) 発生材処理<br/>                     発生材処分品は引渡しを要するもの以外とし、再生資源化を図るものとそれ以外で分類し計上する。</p> | <p>第2項 撤去工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 撤去<br/> <del>←</del>単価基準 第3編第2章第1節 表E 2-1-2～表E 2-1-1 <del>8</del>に記載のない撤去工事の労務の所要量は、単価基準 第3編第2章第1節 表E 2-1-1の対応する、名称区分毎の新営工事の労務歩掛りに対する率を乗じて算出する。</p> <p>(2) 発生材処理<br/>                     発生材処分品は引渡しを要するもの以外とし、再生資源化を図るものとそれ以外で分類し計上する。</p> |

| 改 定  | 現 行  |
|--|--|
| <p>第4章 機械設備工事</p> <p>第1節 新営工事</p> <p>第1項 共通工事</p> <p>1 一般事項<br/>補正市場単価は、第4編第1章5市場単価の補正により算出し、その算定式は附表M2～附表M9による。</p> <p>2 単価、価格等</p> <p>(1) 配管工事</p> <p>イ. 外壁や屋上の配管は、「屋内一般配管」として扱い、配管支持架台は別途計上する。</p> <p>ロ. 屋内の地中埋設配管は、施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。</p> <p>ハ. 配管の基準単価は、定尺の管単価を定尺長さで除したものとする。</p> <p>ニ. 次の配管の歩掛りは、協議会歩掛りによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水 塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)<br/>(単価基準 表M1-1-9以外の施工箇所)</li> <li>・給水 ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)<br/>(単価基準 表M1-1-3以外の施工箇所)</li> <li>・給湯 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HTVP)<br/>(給水 耐熱性硬質塩化ビニル管 (HTVP) を準用)</li> <li>・プロパン・消火・排水 ポリエチレン被覆鋼管</li> <li>・水道用ポリエチレン管</li> </ul> <p>ホ. 特記仕様書等にて、ねじ込み及びMD ジョイント等、複数の施工方法が併記された場合は、口径毎に安価な単価を用いる。</p> <p>ヘ. 外壁から第一桝までの排水管は屋内扱いとし、上流部の施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。</p> <p>(2) 配管附属品</p> <p>イ. 耐火二層管において、特記により伸縮管継手を設置する場合はその伸縮管継手 (材工共) を別途計上する。また、必要に応じ、配管固定金物を別途計上する。<br/>なお、伸縮管継手の歩掛りは同一呼び径のバタフライ弁に準ずる。</p> <p>ロ. メカニカル形ステンレス鋼弁の歩掛りは、仕切弁の歩掛りの配管工の所要数を80%として準用する。</p> <p>(3) 保温工事</p> <p>イ. 保温工事の細目工種は、参考歩掛り及び表M1-1～表M1-3による。</p> <p>ロ. 冷媒用断熱材被覆銅管用保温外装は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. 弁類保温(表M-1-5 9)に用いる材料のグラスウール保温帯は、アルミガラスクロス化粧付きグラスウール保温帯を代用することができる。</p> <p><u>ニ. 弁類保温に用いる材料のステンレス鋼板の板厚は、0.3mmを代用することができる。</u></p> | <p>第4章 機械設備工事</p> <p>第1節 新営工事</p> <p>第1項 共通工事</p> <p>1 一般事項<br/>補正市場単価は、第4編第1章5市場単価の補正により算出し、その算定式は附表M2～附表M9による。</p> <p>2 単価、価格等</p> <p>(1) 配管工事</p> <p>イ. 外壁や屋上の配管は、「屋内一般配管」として扱い、配管支持架台は別途計上する。</p> <p>ロ. 屋内の地中埋設配管は、施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。</p> <p>ハ. 配管の基準単価は、定尺の管単価を定尺長さで除したものとする。</p> <p>ニ. 次の配管の歩掛りは、協議会歩掛りによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水 塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)<br/>(単価基準 表M1-1-9以外の施工箇所)</li> <li>・給水 ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)<br/>(単価基準 表M1-1-3以外の施工箇所)</li> <li>・給湯 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HTVP)<br/>(給水 耐熱性硬質塩化ビニル管 (HTVP) を準用)</li> <li>・プロパン・消火・排水 ポリエチレン被覆鋼管</li> <li>・水道用ポリエチレン管</li> </ul> <p>ホ. 特記仕様書等にて、ねじ込み及びMD ジョイント等、複数の施工方法が併記された場合は、口径毎に安価な単価を用いる。</p> <p>ヘ. 外壁から第一桝までの排水管は屋内扱いとし、上流部の施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。</p> <p>(2) 配管附属品</p> <p>イ. 耐火二層管において、特記により伸縮管継手を設置する場合はその伸縮管継手 (材工共) を別途計上する。また、必要に応じ、配管固定金物を別途計上する。<br/>なお、伸縮管継手の歩掛りは同一呼び径のバタフライ弁に準ずる。</p> <p>ロ. メカニカル形ステンレス鋼弁の歩掛りは、仕切弁の歩掛りの配管工の所要数を80%として準用する。</p> <p>(3) 保温工事</p> <p>イ. 保温工事の細目工種は、参考歩掛り及び表M1-1～表M1-3による。</p> <p>ロ. 冷媒用断熱材被覆銅管用保温外装は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. 弁類保温(表M-1-5 9)に用いる材料のグラスウール保温帯は、アルミガラスクロス化粧付きグラスウール保温帯を代用することができる。</p> |



改 定

現 行

(4) 塗装及び防錆工事

単価基準の「文字標識等」において「建物延べ面積」は、事務庁舎に対する数値であり、研究所等のように空調及び衛生等の機器が事務庁舎に比較して多いときは、割増しを考慮する。

(5) 機器搬入

イ. 分割して搬入する機器は、分割時の各部材を1個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行う。

ロ. 機器の質量及び容積は、価格算定時に参考とした製造業者の値とする。

ハ. 契約図書で単価基準 表M1-1-68に設定される揚重機16tでは不足する条件が明示される場合、搬入基準単価から揚重機分を差引き、適切な揚重機の所要量を別途に計上する。

(6) 総合調整

イ. パッケージ形空調和機、マルチパッケージ形空調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空調和機は、総合調整費の算定対象としない。

ロ. 主機械室が無く、熱源機器を屋上露出にて設置する場合も、主機械室内機器として扱う。

ハ. 総合調整費の算定対象としない配管系統は、直接暖房用蒸気管、空気抜管、排水通気管、油管、冷媒管、ドレン管、水抜管、膨張管、弁装置のバイパス管、水道直結部の給水管及び局所式給湯管とする。

なお、エネルギーセンター等で発生させた蒸気を一般空調系統、直暖系統等で共に供する場合で、これらの蒸気管を系統ごとに選別し難い場合は総合調整の対象としてもよい。

(7) ポンプ類

イ. 深井戸用水中ポンプの揚水管は、標準仕様書では附属品となっているが標準歩掛りに含まれていないため、別途加算する。

ロ. 小型給水ポンプユニットの据付け歩掛りには、2台のポンプ、加圧タンク及び制御盤を含んでいるものとする。

(8) 土工事

機械土工を使用する場合は、バックホウ等の運搬費を参考歩掛り 別表RA-2-39-1により計上する。

(9) コンクリート工事・その他

機器用基礎、桷類以外のコンクリート工事は、参考歩掛り 表RA-5-8による。

(4) 塗装及び防錆工事

単価基準の「文字標識等」において「建物延べ面積」は、事務庁舎に対する数値であり、研究所等のように空調及び衛生等の機器が事務庁舎に比較して多いときは、割増しを考慮する。

(5) 機器搬入

イ. 分割して搬入する機器は、分割時の各部材を1個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行う。

ロ. 機器の質量及び容積は、価格算定時に参考とした製造業者の値とする。

ハ. 契約図書で単価基準 表M1-1-68に設定される揚重機16tでは不足する条件が明示される場合、搬入基準単価から揚重機分を差引き、適切な揚重機の所要量を別途に計上する。

(6) 総合調整

イ. パッケージ形空調和機、マルチパッケージ形空調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空調和機は、総合調整費の算定対象としない。

ロ. 主機械室が無く、熱源機器を屋上露出にて設置する場合も、主機械室内機器として扱う。

ハ. 総合調整費の算定対象としない配管系統は、単価基準 表M1-1-70によるほか、空気抜管、排水通気管、ドレン管、水抜管および膨張管並びに弁装置のバイパス管とする。

~~一方、総合調整費の算定対象とする配管系統は、冷水管、温水管、冷温水管、冷却水管、蒸気（空調）管（低圧蒸気管、高圧蒸気管、還水管等）、高温水管及びブライン管とする。~~

なお、エネルギーセンター等で発生させた蒸気を一般空調系統、直暖系統、衛生系統等で共に供する場合で、これらの蒸気管を系統ごとに選別し難い場合は総合調整の対象としてもよい。

(7) ポンプ類

イ. 深井戸用水中ポンプの揚水管は、標準仕様書では付属品となっているが標準歩掛りに含まれていないため、別途加算する。

ロ. 小型給水ポンプユニットの据付け歩掛りには、2台のポンプ、加圧タンク←制御盤を含んでいるものとする。

(8) 土工事

機械土工を使用する場合は、バックホウ等の運搬費を参考歩掛り 別表RA-2-39-1により計上する。

(9) コンクリート工事・その他

機器用基礎、桷類以外のコンクリート工事は、参考歩掛り 表RA-5-8による。

| 改 定  | 現 行   |
|--|---|
| <p>第2項 空気調和設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 機器設備<br/>                     イ. 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考にする。<br/>                     ロ. 冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。<br/>                     ハ. パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基に、単価基準第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造業者の見積価格等を参考にする。<br/>                     ニ. 地下オイルタンク附属品は、協議会歩掛りによる。<br/> <u>ホ. 空気熱源ヒートポンプユニット(モジュール形)の据付は、モジュール毎に加算して計上する。</u><br/> <u>ヘ. 軸流送風機及び斜流送風機の歩掛りは、消音ボックス付送風機に準ずる。</u></p> <p>(2) ダクト設備<br/>                     イ. ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1-4による。<br/>                     ロ. ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。<br/>                     ハ. ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。<br/>                     ニ. チャンバー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。<br/>                     なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とする。<br/> <u>ホ. 400φ以上のスパイラルダクトは、参考歩掛り 表RM-2-4による。</u><br/> <u>ヘ. スライドオンフランジ工法に用いる材料のコーナー金具の板厚は、2.3mmを代用することができる。</u></p> <p>(3) 弁装置類<br/>                     本歩掛りは、該当する歩掛りが無い場合は、類似の歩掛りを組み合わせて作成する。</p> | <p>第2項 空気調和設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 機器設備<br/>                     イ. 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考にする。<br/>                     ロ. 冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。<br/>                     ハ. パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基に、単価基準第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造業者の見積価格等を参考にする。<br/>                     ニ. 地下オイルタンク附属品は、協議会歩掛りによる。</p> <p>(2) ダクト設備<br/>                     イ. ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1-4による。<br/>                     ロ. ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。<br/>                     ハ. ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。<br/>                     ニ. チャンバー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。<br/>                     なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とする。</p> <p>(3) 弁装置類<br/>                     本歩掛りは、該当する歩掛りが無い場合は、類似の歩掛りを組み合わせて作成する。</p> |

## 改 定

## 現 行

## 第4項 給排水衛生設備工事

## 1 単価、価格等

## (1) 衛生器具設備

イ. 衛生器具設備の細目工種は、単価基準及び表M1-5による。

また、壁掛形汚物流しユニットの取付は、協議会歩掛りによる。

なお、左記によれない場合は、参考歩掛り又はその組み合わせによる。

ロ. 大便器・小便器ユニット等は、ユニットの構成、配管の種類、ケーシングの寸法等を考慮のうえ、製造業者からの材料費及び労務費等の見積価格等を参考にする。

## (2) 排水設備

ディスプレイの歩掛りは、ドラムトラップ（鋳鉄製）80Aに準ずる。

## (3) 給湯設備

イ. ヒートポンプ式給湯器の据付は、原則として製造業者の見積価格等を参考にする。見積に依れない場合は、単価基準 表M1-2-12パッケージ形空調機（圧縮機屋外形）の屋外機に、単価基準 表M1-2-5タンク類の密閉形隔膜式膨張タンクの歩掛りを加算した歩掛りで代用する。

ロ. 電気温水器の据付は、協議会歩掛りによる。

## (4) 消火設備

イ. 専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。

ロ. 複数の消火システムが存在する工事は、原則としてシステム毎に安価な専門工事業者の見積価格等を参考にする。

## (5) 厨房機器設備

専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。

## 第4項 給排水衛生設備工事

## 1 単価、価格等

## (1) 衛生器具設備

イ. 衛生器具設備の細目工種は、単価基準及び表M1-5による。

また、壁掛形汚物流しユニットの取付は、協議会歩掛りによる。

なお、左記によれない場合は、参考歩掛り又はその組み合わせによる。

ロ. 大便器・小便器ユニット等は、ユニットの構成、配管の種類、ケーシングの寸法等を考慮のうえ、製造業者からの材料費及び労務費等の見積価格等を参考にする。

## (2) 排水設備

ディスプレイの歩掛りは、ドラムトラップ（鋳鉄製）80Aに準ずる。

## (3) 給湯設備

ヒートポンプ式給湯器の据付は、原則として製造業者の見積価格等を参考にする。見積に依れない場合は、単価基準 表M1-2-12パッケージ形空調機（圧縮機屋外形）の屋外機に、単価基準 表M1-2-5タンク類の密閉形隔膜式膨張タンクの歩掛りを加算した歩掛りで代用する。

## (4) 消火設備

イ. 専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。

ロ. 複数の消火システムが存在する工事は、原則としてシステム毎に安価な専門工事業者の見積価格等を参考にする。

## (5) 厨房機器設備

専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。

改 定

現 行

第4項 撤去工事

1 単価、価格等

(1) 機器撤去

- イ. 冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒、オイル等の抜取り費・処分費（フロン破壊処理を含む）は、専門工事業者の見積価格等を参考にする。
- ロ. 大型機器の撤去費は、製造業者、専門工事業者等からの見積価格等を参考にする。
- ハ. 標準歩掛りを用いて撤去する機器の搬出費を算出する場合は、機器搬入費の90%を機器搬出費相当とする。なお、再使用するための取外しにおいては、機器搬入費の100%を機器搬出費相当とする。
- ニ. 冷凍機等の機器の撤去において、一体での搬出ができない場合は、分割するための費用を別途考慮する。
- ホ. 分割して搬出する機器は、分割時の各部材を1個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行なう。

(2) 配管・ダクト類

- イ. 保温の施された配管、ダクト等の撤去は、保温の撤去費用を計上する。
- ロ. 弁・継手類の撤去労務費は、65A以上を対象に計上する。  
なお、50A以下は、配管と同時に撤去されるものとし計上しない。
- ハ. 計器類（温度計、圧力計、風量測定口等）の撤去労務費は、配管やダクトと同時に撤去されるものとし計上しない。
- ニ. ダクト附属品（吹出口、吸込口、ダンパー、たわみ継手等）の撤去は、撤去費用を計上する。  
ただし、点検口（ダクト用）はチャンバー等と同時に撤去されるものとし計上しない。

(3) 樹類

樹を撤去する場合は、土工事を別途計上する。ただし、300×300以下の樹の土工事は、接続する配管の延長とし、配管の土工事に含まれるものとみなす。

第4項 撤去工事

1 単価、価格等

(1) 機器撤去

- イ. 冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒、オイル等の抜取り費・処分費（フロン破壊処理を含む）は、専門工事業者の見積価格等を参考にする。
- ロ. 大型機器の撤去費は、製造業者、専門工事業者等からの見積価格等を参考にする。
- ハ. 標準歩掛りを用いて撤去する機器の搬出費を算出する場合は、機器搬入費の90%を機器搬出費相当とする。なお、再使用するための取外しにおいては、機器搬入費の100%を機器搬出費相当とする。
- ニ. 冷凍機等の機器の撤去において、一体での搬出ができない場合は、分割するための費用を別途考慮する。
- ホ. 分割して搬出する機器は、分割時の各部材を1個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行なう。

(2) 配管・ダクト類

- イ. 保温の施された配管、ダクト等の撤去は、保温の撤去費用を計上する。
- ロ. 弁・継手類の撤去労務費は、65A以上を対象に計上する。  
なお、50A以下は、配管と同時に撤去されるものとし計上しない。
- ハ. 計器類（温度計、圧力計、風量測定口等）の撤去労務費は、配管やダクトと同時に撤去されるものとし計上しない。
- ニ. ダクト附属品（吹出口、吸込口、ダンパー、たわみ継手等）の撤去は、撤去費用を計上する。  
ただし、点検口（ダクト用）はチャンバー等と同時に撤去されるものとし計上しない。

(3) 樹類

樹を撤去する場合は、土工事を別途計上する。ただし、300×300以下の樹の土工事は、接続する配管の延長とし、配管の土工事に含まれるものとみなす。